区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年十二月二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十二月十七日、同月十八日及び同月二十日（予備、同月十九日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年十二月二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度〇一分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年十二月二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(イ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四二分一五秒　東経一三〇度〇二分一九秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年十二月二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。
平成二十六年十二月二日
中部地方整備局長　八鍬　隆
別表の三の項指定をした日欄中「平成二十一年」を「平成二十六年」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年十二月二日
近畿地方整備局長　森　昌文
一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・七・三十九号北島湊線
三　事業施行期間　自平成二十六年十二月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　和歌山県和歌山市北島字新畑、祭神、北浦及び河原崎並びに湊字中洲坪地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年十二月二日
近畿地方整備局長　森　昌文
一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線
三　事業施行期間　自平成二十六年十二月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　和歌山県和歌山市山口西字流坪並びに藤田字流地内
使用の部分　なし